



地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

これまでの支援内容

希少野生動植物種の保存

種の保存法に基づく、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

※2020年までに新たに約300種の国内希少野生動植物種を指定予定。



外来生物対策

外来生物法に基づく特定外来生物の対策

※全国において特定外来生物が蔓延。交雑種などを新たに追加されている



重要地域の保全・再生

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



現在の支援の課題

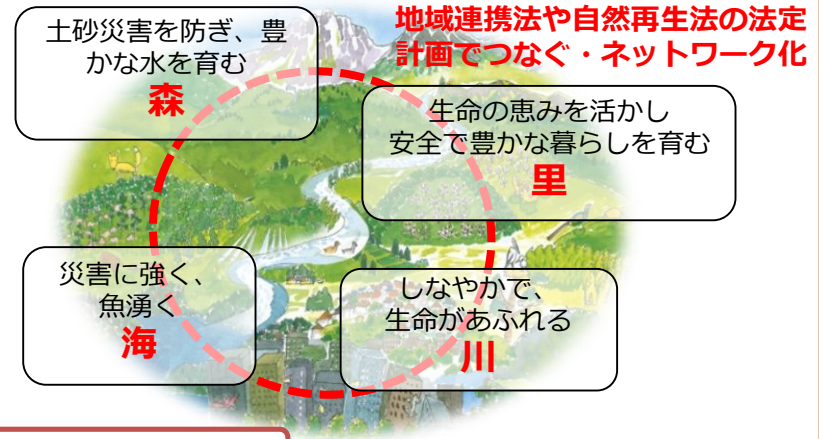
国内希少種・特定外来生物・国立公園等特定のものに限られ、**非常に限定的**。また、個々の取組支援であり、“点”の取組。

追加

支援対象事業の拡充

生態系ネットワークの構築

国のイニシアティブのもと、流域単位や広域連携等による森里川海の保全、自然再生、生態系ネットワークの構築に向けた地域の取組を支援する



追加する支援メニュー

- 森里川海のつながり確保や生態系ネットワークの構築を目的とした**生物多様性地域連携促進法**及び**自然再生法**に基づく計画の策定
- 上記の計画に基づく取組

事業内容

生物多様性保全推進支援事業（交付金：国費1/2以内）

地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動（下記①～④のいずれか1つ以上に該当するもの）

- ①国内希少野生動植物種等対策
- ②特定外来生物防除対策
- ③生物多様性保護地域保全再生
- ④流域単位や広域連携等による森里川海の保全再生、生態系ネットワークの構築(追加)

交付金

国

地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成29年度予算(案)69百万円 (72百万円)

背景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。(「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日))

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。



効果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。